

## Q : 1 3 『観光地の土産物店とのタイアップ企画』

### について

地域活性化の取り組みとして観光地のお土産物店（当社提携店）に以下のようなキャンペーンを提案している。

1. 当社の宿泊プラン（当該観光地にある宿泊施設が対象）にお申込みいただいた方に「スタンプラリーカード」を差し上げる。
2. 当該「スタンプラリーカード」を持参し、当該お土産物店で 500 円以上お買い物をした方にスタンプ 1 個が押印され、スタンプ 3 個（3 店舗分）貯まったら応募できる。

応募していただいたら

- A 抽選で〇〇名様に当社の旅行券をプレゼントする。
- B 抽選で上記旅行券が当たるほか、抽選にはずれた方にも「温泉の素」を差し上げる。

なお、当キャンペーンの期間は 3 か月で、昨年同時期における、当社の当該観光地の宿泊プランの販売実績は約 30,000 人であった。

また、当社が提携する同地におけるお土産物店の数は、同地におけるお土産物店の総数の過半数である。

上記のような条件ですが

- ① 上記 A、B のような方法で実施した場合、共同懸賞でしょうか、それとも一般懸賞でしょうか。
- ② 上記 B の場合、懸賞と総付との複合になるのでしょうか。
- ③ 当企画の場合の景品の総額は、どのように計算すればよいでしょうか。

A :

①について

共同懸賞として認められているものとしては、

- ・一定の地域における小売業又はサービス業者の相当多数が共同して行う場合
- ・一つの商店街（30店舗以上が近接しているもの。駅ビル等一つのビル内の商店街も30店以上あれば可。）の属する小売業者又はサービス業者の相当多数が共同して行う場合。ただし、年3回を限度とし、年間通算して70日の期間で行う場合に限る。

- ・一定の地域において、一定の種類（日本標準産業分類の細分類として掲げられている種類）の事業を行う者の相当多数が共同して行う場合

となっています。ご質問の「土産物店」は、上記のいずれにも該当しません。したがって、共同懸賞としては認められませんので、実施するのであれば一般懸賞となります。

②「B」の場合、いずれも抽選の結果選ばれるということになりますので、「総付」にはならず一般懸賞の規制範囲内となります。

③について

取引予定総額はこの懸賞によって提携店が販売しようとする土産物の総販売予定額になり過去の販売実績等を勘案して妥当な金額を算出することになります。したがって参加店舗の当該期間の一人当たりの売上平均×30,000人。なお、景品の最高額は、30,000円となります。（1,500円×20倍）

**【一般懸賞：規約第3条関係、運用基準7】**

**【共同懸賞：規約第3条関係、運用基準8】**

：平成24年秋季説明会テキスト

：平成25年春季説明会テキスト

《参考》：『日本標準産業分類』

大分類 I 卸売業、小売業

中分類 56 各種商品小売業

細分類 569 その他の各種商品小売業（従業者が常時50人未満のもの）

※旅行業は、大分類N：生活関連サービス業、娯楽業 / 中分類79：その他の生活関連サービス業 / 細分類791：旅行業となっており、さらに7911：旅行業（旅行業者代理を業を除く）、7912（旅行業代理業）に分類されています。